令和3年度 第8回糸島市教育委員会会議会議録

- (日時) 令和4年1月21日(金) 15時00分から15時38分まで
- (会場) Zoomを利用した WEB 会議形式 (傍聴席は、糸島市役所新館 4 階 3 号会議室に設置)
- (出席委員) 西 憲一郎委員(職務代理者)、古川 泰永委員 松尾 実恵委員、宗 聖子委員
- (事務局出席者) 家宇治 正幸教育長

小金丸 敏浩教育部長、土肥 英雄教育総務課長、吉永 政博学校教育課長、山下 千恵子生涯学習課長、村上 敦文化課長、上田 暁学校教育課主幹兼指 導主事、金子 剛教育総務課総務係長

(傍聴人) なし

- 1 会議事項
 - (1)会議録署名委員の指名
 - (2)会議録の承認
 - (3) 教育長の報告
 - (4) 議事

議案第8号 糸島市立小・中学校校長、副校長及び教頭の人事異動内申について

議案第9号 糸島市立小・中学校教職員の人事異動内申について

議案第10号 糸島市立図書館協議会委員の任命について

2 報告事項

- (1) 令和4年糸島市成人式の結果について
- (2) 糸島スマイル校則プロジェクト(保護者有志の会)からの要望書に対する回答について
- 3 その他
 - (1) 各課業務の主な取組状況及び課題について
 - (2) 教育委員から
 - (3) その他
- 4 開 会

(家宇治教育長)

本日の会議の出席は全員です。定数に達しています。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和3年度第8回糸島市教育委員会会議を開会いたします。

(1)会議録署名委員の指名

(家宰治教育長)

令和3年度第8回教育委員会会議の会議録署名委員に、糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、古川 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

(2) 会議録の承認

(家宇治教育長)

令和3年度第7回教育委員会会議の会議録の承認について、お諮りいたします。 事前に配付しています会議録の記載事項につきまして、何か訂正事項等がありましたら、 ご指摘をお願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ご異議が無いようですので、会議録は承認されました。宗 委員におかれましては、後日、 署名用の会議録を郵送いたしますので、署名の上、返送をお願いします。

(3) 教育長の報告

(家宇治教育長)

それでは、私の方から報告をさせていただきます。

ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、昨日は市内でも46 名の感染者を出しています。

学校の状況は、今日の12時現在、児童生徒の感染者は14名。教職員等は5名となっています。また、学級閉鎖は、5校で8学級となっていて、小学校が3校の4学級。中学校が2校の4学級となっています。さらに、学年閉鎖は、2校の6学級となっています。

市内保育園では、2園が休園となっていまして、もう1園加わりそうな状況となっています。

感染経路の状況ですが、児童生徒については、大半が家庭内感染で、両親又は兄弟、特に兄、姉からが中心となっています。そこで、福岡県は昨日、対策会議を開き、国のまん延防止等重点措置に準じた措置である福岡コロナ警報を発令しました。また、福岡県は来週25日を目途に、国に対し、まん延防止等重点措置を申請する予定となっています。

感染症対策の方策では、人流の抑制から人数の抑制という言葉が出てきましたが、この人数の抑制とは、接触回数を減らすという意味で捉えたいと考えています。我々は、できるだけ接触機会を減らすということに取組んでいくことが大事ではないかと思っています。

現時点で、終息が見通せない状況で、ピークがいつくるのかということも心配していますが、感染状況が2倍、3倍と増えていくのは仕方がないとも思っています。一つ一つ丁寧に対処していきたいと考えています。

もう一点は、新庁舎の建設についてです。起工式が1月8日に開式されました。令和5年度の供用開始に向け、工事を着手する予定となっています。

これで、私からの報告を終わらせていただきます。

(4) 議事

(家宇治教育長)

それでは、議事に移ります。

本日の議事案件は全て、人事に関する案件ですので、糸島市教育委員会会議規則第12条第2項の規定により、会議を公開しないこととしたいので、糸島市教育委員会会議規則第1 2条第3項の規定により採決を行います。

議案第8号、議案第9号及び議案第10号について、会議を公開しないことに賛成の委員 の挙手をお願いします。

(挙手全員)

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号、議案第9号及び議案第10号については、会議を公開しないことにします。

非 公 開

(5) 報告事項

(家宇治教育長)

議事が終了しましたので、報告へ移ります。

報告① 令和4年糸島市成人式の結果について 生涯学習課長から報告をさせます。 (山下生涯学習課長 報告)

(家宇治教育長)

報告は以上です。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようなので、次に移ります。

(家宇治教育長)

報告② 糸島スマイル校則プロジェクト(保護者有志の会)からの要望書に対する回答について 報告させます。

(吉永学校教育課長 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(西委員)

校則の問題については、全国的に取り上げられていますが、今回の要望書に係る回答につ

いては、妥当な内容ではないかと思っています。

文部科学省の通達では、校則は学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲に おいて制定するとあり、児童生徒に対し一定の制限を課すことができるとある。また、校長 は、社会通念上、合理的と認められる範囲内で校則などにより児童生徒を規律するとあり、 包括的な権限を持っているともある。

これらのことを私なりに考えてみて、校則を制定するにあたり一番大事なことは、教育目的を達成することであろうと思います。

本市の各学校でも、それぞれの教育目的が制定されており、市教育委員会においても教育 振興基本計画で、市が目指す児童生徒像や基本目標が掲げられています。これは、学力もそ うですが、豊かな人間性と人権意識を持つ人づくりを目指すと定められています。

これらの大事な目的があって、校則というのが定められていると思っています。

そして、根本にあるのが、児童生徒が大人になり、社会に出てから様々な集団の中で生活するにあたって、集団のルールを守っていく、集団の規則を尊ぶというのが非常に大事となっていく。これらを学ぶために校則を守っていく。また、集団の中で自分を犠牲にしなければならない場合もある。或いは、我儘を捨てるということも身に付けていかなければならない。こういうことを考えれば、校則を尊重するということを通じて、そういうことを学んでいくということがあると思われる。

そういうことで、私は校則は、一定の制限や規律を守るという、将来必ず大事なこととなることを教えていると思っています。

また、回答書では、校則については、検討委員会を設置し、PTAや生徒等の意見を聴いて見直すべきところは見直しを行うともありますので、全体的に妥当な回答となっていると思います。

(家宇治教育長)

社会に出ていく子どもですので、規則やルール等、一定の集団の中でこれらを守っていくことが大事なのですが、もう一つ教育的な意味として、これらのルールを自ら作っていく。自らが守っていく。ということに生徒を参画させていくということが、必要であろうという教育的意義で、検討委員会に参加させる、保護者の意見を踏まえ検討するということにしています。

(松尾委員)

これは質問なのですが、校則を明記している学生手帳のようなものを生徒は持っているのでしょうか。

(吉永学校教育課長)

現在は、生徒手帳そのものがありません。

(松尾委員)

では、生徒や保護者は、どのように校則を認識しているのか。

(吉永学校教育課長)

入学のしおりに載せていたり、または、別紙で生徒に説明したり、学習させています。

(松尾委員)

であれば、校則を見る機会が少なく、生徒や保護者自身の理解が低いのではないかと思われる。そういう認識の低さの中で、先生からの指導があった場合に反発があるのではないかと思われます。

何故、校則があるかというと、集団で生活するうえで一定のルールは必要であるからであり、そこを子どもたちが正確に認識しなければならない。ただ、理不尽と思われる項目で子どもたちを縛るというのは間違ったことなので、コロナ禍では、皆で意見を言い合う場の設定が難しかろうと思いますが、例えば、学級ごとに校則について議論させ、自分たちの学校を良くするためにどうしたらいいのかを考えさせ、自分たちで解決策を導き出すということを学ばせるということが、今からの時代には必要なことだと考えます。

(吉永学校教育課長)

委員のご意見を聴き、子どもたち自身に校則について学ばせる場を設定することの必要性を感じました。学校にもご意見を伝え、子どもたちとともに、より良い学校をつくっていこうと思います。

(家宇治教育長)

他にありませんか。

無いようですので、これで報告を終了します。

(6) その他

(家宇治教育長)

その他の案件に移ります。

各課業務の主な取組状況について、各課長から順次報告させます。

(教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課 各課長等から報告)

(家宇治教育長)

各課からの報告について、質問がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

(家字治教育長)

他にございませんでしょうか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、その他を終了いたします。

次回会議の日程ですが、次回の会議は、2月24日(木)13時30分から予定しています。よろしいでしょうか。

(委員全員)

意見なし。

(家宇治教育長)

では、次回の会議は、2月24日(木)とします。

以上をもって、第8回の糸島市教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、ここに署名する。

教育長

委 員

(教育長指名委員)